

報道機関 各位

青森県交通・地域社会部地域交通・連携課

青森県過疎地域等政策支援員の委嘱について

県では、過疎地域等市町村の専門人材の確保・活用による雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進するため、総務省の「都道府県過疎地域等政策支援員」制度を活用し、「青森県過疎地域等政策支援員（以下、「支援員」という。）」を設置することとなりました。

【都道府県過疎地域等政策支援員（R3 創設）】

過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用（会計年度任用職員・非常勤特別職など）又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じるもの

※対象経費：支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）

上限年間 590 万円/人、措置率 0.5

今回、下記のとおり本県初の支援員の委嘱を行うこととなりましたのでお知らせします。

記

1 支援員について

のぐち たくろう  
野口 拓 郎 氏

2 従事する業務

地域おこし協力隊の更なる活用及び活動支援に向けた全県的な支援

3 委嘱式

日時：9月30日（火）11:30～12:00

場所：東棟 135 会議室

内容：交通・地域社会部長から野口氏へ委嘱状を交付する

| 報道機関用提供資料 |                            |
|-----------|----------------------------|
| 担 当 課     | 交通・地域社会部地域交通・連携課           |
| 担 当 者     | 総務・地域活性化グループ 副参事 小玉 直史     |
| 電話番号      | 直通：017-734-9147<br>内線：2722 |
| 報 道 監     | 交通・地域社会部 次長 奥田 昌範          |